

## 【所管事務の調査(報告)】

### 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組に係るパブリックコメントの実施結果について

- 資料1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組に係る  
パブリックコメントの実施結果について
- 資料2 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について  
(概要版)
- 資料3 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について  
(本編)
- 参考資料 パブリックコメント手続用資料

環 境 局

## 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組に係るパブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

本市では川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例や大気・水環境計画に基づき、法令による規制により現在の環境をしっかりと維持するとともに、更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るために、市民・事業者・行政すべての主体の環境配慮意識の向上に資する取組を推進しております。

この度、令和7年3月の環境審議会答申「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」を踏まえまして、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」をまとめましたので、市民・事業者の皆様から広く御意見を募集しました。

その結果、6通（総意見数24件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方について、次のとおり御報告します。

### 2 意見募集の概要

|                |                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>題名</b>      | 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について                                                                                                                                                                  |
| <b>意見の募集期間</b> | 令和7年8月29日（金）から9月30日（火）まで〔33日間〕                                                                                                                                                                         |
| <b>意見の提出方法</b> | 電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参                                                                                                                                                                                |
| <b>募集の周知方法</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市政だより（9月号掲載）</li> <li>・環境情報（9月号掲載）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）</li> <li>・環境局環境対策部環境対策推進課（市役所本庁舎20階）</li> </ul> |
| <b>結果の公表方法</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・環境情報（1月号掲載）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）</li> <li>・環境局環境対策部環境対策推進課（市役所本庁舎20階）</li> </ul>                        |

### 3 結果の概要

| 意見提出数(意見件数) |               | 6通（24件） |
|-------------|---------------|---------|
| 内<br>訳      | 電子メール（専用フォーム） | 4通（18件） |
|             | FAX           | 2通（6件）  |
|             | 郵送            | 0通（0件）  |
|             | 持参            | 0通（0件）  |

## 4 御意見の内容と対応

### (1)実施結果

#### 【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

#### 【意見の件数と対応区分】

| 項目                       | A | B | C | D | E | 計  |
|--------------------------|---|---|---|---|---|----|
| 1 環境配慮を深め拡げる取組に対する御意見    | 0 | 4 | 4 | 2 | 0 | 10 |
| 2 地域の特性・課題を踏まえた取組に対する御意見 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3  |
| 3 事業者の負担を減らす取組に対する御意見    | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 4  |
| 4 今後の施策展開に対する御意見         | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1  |
| 5 大気や水などの環境施策全般に対する御意見   | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2  |
| 6 その他                    | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4  |
| 計                        | 0 | 6 | 8 | 6 | 4 | 24 |

### (2)主な意見と本市の対応

寄せられた御意見の内容は、概ね「事業者の自主的取組の促進に向けた考え方（案）」に沿ったものや今後の取組を進めていく中で参考とするもの、案に対する御質問・御要望等であったことから、所要の整備を行った上で、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」をまとめました。今後につきましては、この内容に基づきまして、条例施行規則の一部改正手続きを行うなど事業者の自主的取組に係る新たな取組を推進してまいります。

## 5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

### (1)環境配慮を深め拡げる取組に対する御意見(10件)

| No. | 意見の要旨                                                                                                                      | 本市の考え方                                                                                                                                                            | 区分 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1   | ISO 14001に加え、エコアクション21や計画書提出による認定要件の追加は、認定制度の裾野を広げる前向きな施策と考える。                                                             | 環境行動事業所制度につきましては、環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルを実施している事業者を認定する制度となっており、今回は、認定要件を緩和するなど、より環境配慮意識を広め、自主的な環境配慮に取り組んでもらえる制度への見直しを行うものです。                                    | B  |
| 2   | 今まで行ってきた大規模の事業所向けではなく、中小規模の事業所が環境配慮に取り組む契機となるよう、公害防止等生活環境保全条例施行規則の一部改正を行うなど、環境先進都市である川崎市として、より一層事業者と共に取組を進めてほしい。           | 市内全域の事業所に環境配慮の自主的な取組が浸透されるよう、引き続き取り組んでまいります。                                                                                                                      | B  |
| 3   | 当社は川崎市南部に位置するリサイクル事業所として、地域の環境保全に対する責任を重く受け止め、これまでにも自主的な環境配慮に取り組んできた。今回の制度改革案は、こうした取組をさらに推進する契機となるものと評価している。               |                                                                                                                                                                   | B  |
| 4   | 川崎市は、行政が事業者の事業内容や操業の経緯をよく把握している他地域には見られない特徴があるため、行政と事業者が連携して新たな商機を創出する仕組みを構築することは、持続可能な環境配慮の推進に加え、市民参加型の取組へと展開する可能性もあると思う。 | 環境行動事業所への支援につきましては、これまで、認定事業所であることを市ホームページで公表・紹介しているほか、令和7年度には新たに小中学生向けの環境副読本での紹介を開始したところです。今後につきましては、国際環境技術展において認定事業所を紹介するブース出店による商機創出のほか、経済的支援につきましても検討してまいります。 | B  |
| 5   | ポイント1で掲げている「環境行動事業所への支援策の拡大」で、新たな支援メニューを設けることは良いことだと思うが、具体的なメニューを提示すると、事業者としては、もっとイメージしやすくなると思う。                           | 環境行動事業所への支援につきましては、これまで、認定事業所であることを市ホームページで公表・紹介しているほか、令和7年度には新たに小中学生向けの環境副読本での紹介を開始したところです。今後につきましては、国際環境技術展において認定事業所を紹介するブース出店による商機創出のほか、経済的支援につきましても検討してまいります。 | C  |
| 6   | 認定事業所への支援策（広報・経済的支援・その他メリット）の具体的な内容や公平性の確保については、今後の制度設計において透明性を持って示してほしい。                                                  | 環境行動事業所への支援につきましては、これまで、認定事業所の審査基準等を公表するなど透明性を持って対応してまいります。                                                                                                       | C  |

| No. | 意見の要旨                                                                                                                    | 本市の考え方                                                                                                                                                                                               | 区分 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 7   | 優良事例の横展開は、事業者間の学び合いを促進する有効な手段。業種別・地域別の課題に応じた情報提供の充実を希望する。                                                                | (仮称) 環境配慮事業所制度は、条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、自ら取組を宣言し、その優良事例の取組を他事業所へ横展開する自主的取組であり、環境配慮の取組を市内全域に広げていくことを目的としています。この制度を通じて優良事例を収集し、市ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用して、他事業所に取り組んでいただけるように情報提供してまいります。     | C  |
| 8   | 「(仮称) 環境配慮事業所制度の創設」で、優良事例の取組を他事業所へ横展開していくことは良いことだと思うが、具体策をもう少し示していただくと、事業者の方々が理解しやすいのではと思う。                              | (仮称) 環境配慮事業所制度は、条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が自ら取組を宣言し、その優良事例の取組を他事業所へ横展開する自主的取組であり、環境配慮の取組を市内全域に広げていくことを目的としています。この制度を通じて優良事例を収集し、市ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用して、他事業所に取り組んでいただけるように情報提供してまいります。      | C  |
| 9   | (仮称) 環境配慮事業所制度を新たに創設することだが、これは企業イメージの向上に役立つものであっても、公害や環境負荷がどれだけ具体的・数量的に削減されるのかが見えないと意味がない。個々の事業所ごとの、削減効果がわかるようなものにしてほしい。 | (仮称) 環境配慮事業所制度は、条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が自ら取組を宣言し、その優良事例の取組を他事業所へ横展開する自主的取組であり、環境配慮の取組を市内全域に広げていくことを目的としています。「事業者の自主的な取組の促進」は、大気・水環境計画の基本施策の一つであり、その他の基本施策を含めて総合的に施策を推進することで目標の達成を目指しています。 | D  |
| 10  | 現行条例にもとづき、新たな視点による取組として光化学スモッグ発生抑制対策が取り上げられている。加えて窒素酸化物対策を強化するため「環境行動事業所制度」についても見直しが必要ではないか。                             | 環境行動事業所制度につきましては、環境マネジメントシステムに基づくP D C Aサイクルを実施している事業者を認定する制度となっており、今回は、認定要件を緩和するなど、より環境配慮意識を広め、自主的な環境配慮に取り組んでもらえる制度への見直しを行うものです。環境配慮を広げる取組を進めることで、窒素酸化物等の削減にも寄与すると考えております。                          | D  |

(2)地域の特性・課題を踏まえた取組に対する御意見( 3件)

| No. | 意見の要旨                                                                                                                           | 本市の考え方                                                                                                                                                                                                  | 区分 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 1 | 地域の特性に応じた事業者への情報提供について、事業者向けの「(仮称) 環境情報 web 版」を創刊することは良いことだと思うが、既存の環境情報等で情報発信してきたことと、今回の違いをわかりやすく説明すると理解を得られやすいと思う。             | 現在発行している「環境情報」につきましては、大気や水などの環境保全分野のほか、脱炭素や廃棄物、みどりなど、環境全般の情報を市民や市内事業者向けに情報発信しております。一方、今回検討しております事業者向け「(仮称) 環境情報 web 版」は、事業者が立地する地域の特性や課題を踏まえて、自主的な取組を促進してもらえるよう、地域別の環境データや支援メニューなどを定期的に事業者へ情報提供してまいります。 | C  |
| 1 2 | 「(仮称) 環境情報 web 版」の創刊は、事業者間の学び合いを促進する有効な手段。業種別・地域別の課題に応じた情報提供の充実を希望する。                                                           | 「(仮称) 環境情報 web 版」では、事業者が立地する地域の特性や課題を踏まえて、自主的な取組を促進してもらえるよう、地域別の環境データや支援メニューなどを定期的に事業者へ情報提供してまいります。                                                                                                     | C  |
| 1 3 | 「(仮称) 環境情報 web 版」は、従来提供してきた環境情報を単に再整理するだけでは意味がない。もっと公害防止や環境改善に貢献する情報、例えば地域別・業種別の排出量や目標に対する進捗状況等の情報を示すべき。事業所の敷地内での環境調査を実施し公表すべき。 | 「(仮称) 環境情報 web 版」では、事業者が立地する地域の特性や課題を踏まえて、自主的な取組を促進してもらえるよう、地域別の環境データや支援メニューなどを定期的に事業者へ情報提供してまいります。その他、市ホームページやSNSなど、様々な媒体も活用して、市内事業者のニーズに沿った情報発信に努めてまいります。                                             | D  |

(3)事業者の負担を減らす取組に対する御意見( 4件)

| No. | 意見の要旨                                                                  | 本市の考え方                                                                                                                             | 区分 |
|-----|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 4 | 環境配慮書制度や環境負荷低減行動計画書制度の様式見直し（記述式からチェック式への変更）は、事業者の実務負担軽減に寄与するものと期待している。 | これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となりますよう、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画書制度」につきましては、様式を見直すなどより活用いただける制度にしてまいります。                            | B  |
| 1 5 | 地球温暖化対策計画書など既存の報告制度とのさらなる整理・統合が望まれる。                                   | 各報告制度は、それぞれの条例の目的を達成するために行われている取組であるため、今回の見直しでは、条例ごとに必要な情報のうち重複している部分を整理して負担軽減を図ったところですが、引き続き、事業者の負担軽減について検討してまいります。               | D  |
| 1 6 | 環境配慮書は過去に届出をしたものに変更が無ければ提出を省略できるなどの簡素化をすると、業務負担を軽減できるのではないか。           | 環境配慮書制度は、環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度でございます。こういった機会を通じて、環境配慮を意識していただくことが重要ですので、提出する様式を簡素化することで事業者の負担軽減に取り組んでまいります。 | D  |

| No. | 意見の要旨                                                                                                                                                                        | 本市の考え方                                                                                                                                                                                                                         | 区分 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 17  | 「事業者の負担軽減」については、ある程度の規模を有する化学系事業所においては、環境経営の導入は社会的要請であり、必要な業務として認識されているため、必ずしも大きな負担とは捉えられていない。行政への報告の有無にかかわらず、廃棄物や温室効果ガス（CO <sub>2</sub> 等）の排出量を把握しているため、負担感に大きな変化はないのではないか。 | 現行の「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画書制度」に取り組まれている事業者へアンケートを実施したところ、記載方法や算出方法の簡素化を求める御意見を多くいただきました。こうしたことから、環境配慮の取組を市内全域に広げていくため、中小規模の事業所を含めた多くの事業者の方々に制度への参加を促すには、事業者の負担軽減を図る必要があると考えております。今後も行政が把握すべき情報を再整理し、手続きの負担軽減が図られるよう見直しを行ってまいります。 | D  |

#### (4)今後の施策展開に対する御意見( 1件)

| No. | 意見の要旨                                                                                       | 本市の考え方                                                                                                              | 区分 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 18  | 制度施行後も、事業者の声を反映した柔軟な運用と、P D C Aサイクルによる継続的な改善をお願いしたい。特に、電子化対応や説明会の定期開催など、事業者が参加しやすい環境整備を求める。 | 各種制度の創設や見直し後は、P D C Aサイクルを基本とした進捗管理を実施し、年度ごとに取組結果を公表していきます。また、日常的に環境配慮の取組をサポートするため、定期的に事業者説明会を実施するなど、環境整備も進めてまいります。 | B  |

#### (5)大気や水などの環境施策全般に対する御意見( 2件)

| No. | 意見の要旨                                                                                                              | 本市の考え方                                                                                                                                             | 区分 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 19  | 二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）の場合、日平均値0.02ppmという「環境目標値」が設定されているが、今後の「事業者の自主的取組の促進」によって実現されるのかを明示すべきだ。そのためには、達成年次を決めておくべき。 | 川崎市環境基本条例の規定に基づく「環境目標値」は、大気・水環境計画において、長期的にめざすべき水準としております。「事業者の自主的取組の促進」は、同計画の基本施策の一つであり、その他の基本施策を含めて総合的に施策を推進することで目標の達成を目指しています。                   | C  |
| 20  | 家の近所ではゴミは自分の庭で燃やした方が良いと思っている人が一定数おり、昔からのやり方を変えない。野焼きについて、もっと取り締まりをして欲しい。                                           | 野焼きにつきましては、農業等を営む者が自己の作業に伴いやむを得ないものとして行う燃焼行為など、一部の例外を除き原則禁止していることについて、ホームページで啓発しております。また、苦情等が寄せられたときには現地確認を行い、行為者へ指導を行っているところです。引き続き、適正に対応してまいります。 | C  |

(6)その他( 4件)

| No. | 意見の要旨                                                                                                                                                    | 本市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 区分 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2 1 | 環境行政やゴミ処理について知らないことが多いので、特に近所の住民に対し処理施設を個人でも簡単に見学ができるよう施設見学を開かれたものにして欲しい。小学生だけでなく、もっと大人が知る機会を作るようにお願いしたい。                                                | 廃棄物処理施設の見学につきましては、浮島処理センターでは、「かわさきエコ暮らし未来館」で当日受付の定時ガイドツアーを実施しております、王禅寺処理センターでは、個人でも事前予約ができるようになっております。また、市内にあります環境啓発施設「かわさきエコ暮らし未来館」や「王禅寺エコ暮らし環境館」は開館時であれば自由に見学できるほか、成人の方を対象にした地域環境リーダー育成講座など、市民の皆様が環境について学んでいただける講座・イベントなども行っております。今後も必要な情報を市民へ届けられるよう、市のホームページやSNS、イベントアプリ等を活用しながら情報発信等に努めてまいります。                                                                                                                                            | E  |
| 2 2 | 欧米では、サーキュラーエコノミーの取組において行政が事業創出に関与する事例もあると聞いており、川崎市においても、地域の実情を踏まえた行政-事業者連携による新たな仕掛け・仕組みの創出を期待している。環境負荷は右肩下がり、経済成長は右肩上がりという、持続可能な環境配慮の実現に向けた取り組みを検討して欲しい。 | 本市は、これまで令和4年3月に策定した「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」に基づき、廃プラスチックや CO <sub>2</sub> といった炭素を含むものを資源として捉え、循環させることで新たな化石資源を増やさない炭素循環型のコンビナートの構築とサーキュラーエコノミーの実現を目指した取組を進めています。令和4年4月には、「かわさきプラスチック循環プロジェクト（かわプラ）」を設立し、本市をフィールドに市民・事業者・行政の協働によるプラスチック循環を目指すなどの取組を行っており、市民参加型の拠点回収等を行っています。更に令和6年10月には「Kawasaki Circular Design Park」を立ち上げ、川崎臨海部エリアで、ものづくりの設計段階から循環型の仕組みづくりに挑戦する取組を支援しており、現在は企業と連携して廃プラスチック循環の実証に取り組んでおります。今後も引き続きサーキュラーエコノミーの実現を目指した取組を進めてまいります。 | E  |
| 2 3 | 連日の猛暑日や熱中症被害者・死亡者の発生は、温暖化対策がいよいよ「公害対策」として実施しないと解決できないことを現している。国に率先して、このことに取り組む必要がある。大体、ヒトの命が危険にされている時勢、「環境配慮」などと云っているのは余りに悠長すぎる。                         | 本市では、令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けて「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定するとともに、令和4年3月に地球温暖化対策推進基本計画を改定し、地球温暖化対策に取り組んでおります。なお、近年、台風による甚大な被害の発生など気候変動の影響が顕在化しつつあることから、令和2年4月に気候変動情報センターを設置し、気候変動影響や適応に関する情報として、熱中症予防の普及啓発等にも取り組んでおります。                                                                                                                                                                                                                           | E  |

| No. | 意見の要旨                                                                           | 本市の考え方                                                                           | 区分 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----|
| 24  | 公園の清掃と言って落ち葉をゴミ袋いいっぱいに詰めることで清掃したとしている自治会の公園清掃がある。落ち葉はゴミにせず、埋めることを公園清掃でも指導して欲しい。 | 落ち葉堆肥の作り方をホームページで紹介している区もあり、市内には実際に取り組んでいる団体もございます。それぞれの公園の事情に応じた清掃活動を推奨してまいります。 | E  |

## 1.目的

今後の大気・水環境行政において、さらに環境負荷を低減し、事業者の環境配慮に係る自主管理等を促進させるため、令和7年3月の環境審議会からの答申を踏まえて、市としての取組をまとめました。

## 2.川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (公害防止条例)上の現制度の概要

### ◎環境配慮書制度(大規模・中規模の事業所に提出義務)

#### 環境配慮を意識してもらう取組

- ・環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行なうか市へ報告する制度
- ・従業員50人以上の事業所等が対象
- ・記述式(最大51項目)

### ◎環境負荷低減行動計画書制度(大規模の事業所に提出義務)

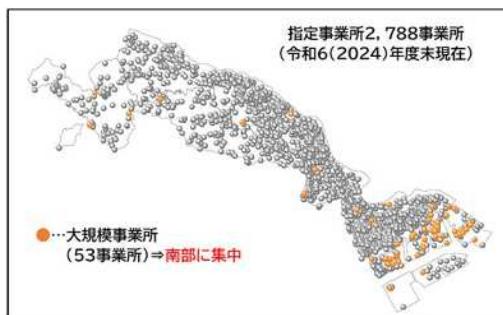
#### 環境負荷低減を実践してもらう取組

- ・中長期的行動計画を作成し、自動的に環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式(最大293項目)

### ◎環境行動事業所制度(要件みたせば全事業所申請可能)

#### 環境負荷低減にさらに取り組んでもらう取組

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度(最大3年間)
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所
- ・公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・認定事業所 32事業所
- ・市ホームページでリストを公表



| 各制度の対象一覧                |                              |                        |                       |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 指定事業所(R6)<br>(2,788事業所) | 大規模事業所<br>(53事業所)            | 中規模の事業所<br>(268事業所)    | 小規模の事業所<br>(2,467事業所) |
| 環境配慮書制度                 | 提出義務(321事業所)<br>(設置・変更許可申請時) | 任意提出                   | 対象外                   |
| 環境負荷低減行動計画書制度           | 提出義務                         | 任意提出                   | 対象外                   |
| 環境行動事業所制度               | 18事業所<br>申請・認定<br>(任意)       | 14事業所<br>申請・認定<br>(任意) | 申請・認定事業所なし            |

## 3.今後の取組の方向性

- ・よりよい環境が生まれ、市民の生活環境への満足度を向上させるため、南部に集中している大規模事業所だけでなく、新たな仕組みを構築して市内全域の中小規模の事業所にも環境配慮の取組を深め拡げていく  
⇒【ポイント1】

- ・事業者が必要な地域の特性・課題を踏まえた情報の提供を行う  
⇒【ポイント2】

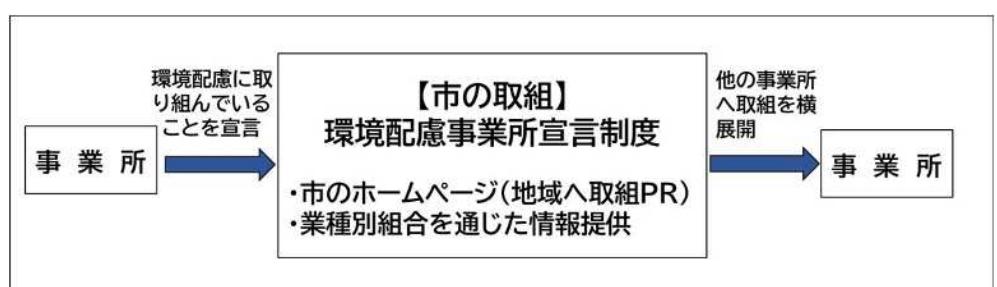
- ・事業者の負担を軽減する  
⇒【ポイント3】

## 4.事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 環境配慮事業所宣言制度の創設

- ・条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを**自ら宣言できる制度を創設**
- ・環境配慮事業所の**優良事例の取組を他事業所へ横展開**し拡げていくことで、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践



## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

中小規模の事業所が申請しやすくなり、**環境配慮に取り組む契機**となるよう環境行動事業所制度に係る公害防止条例施行規則の一部改正を行います。

##### ■環境行動事業所制度

※ISO14001に対応している

| 条項                                | 現状                                                      | 改正内容                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等                 | ■日本産業規格Q14001※に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること | ■現状の認定要件に <b>2つの要件を追加</b> (いずれかの要件を満たせば可)<br>追加① <b>エコアクション21</b> (環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム)に認証・登録されていること<br>追加② <b>環境負荷低減行動計画書の計画・報告を2年ごとに提出</b> していること |
| 第3節 環境行動事業所<br>第29条 環境行動事業所の認定の基準 |                                                         |                                                                                                                                                           |

#### 環境行動事業所への支援策の拡大

・環境行動事業所に認定された事業所向けに**新たな支援メニューを検討**しています(広報型支援・経済型支援など)

### 【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

#### 地域の特性に応じた事業者への情報提供

・事業者向け**「環境配慮サポート情報かわさき」**の創刊  
(地域課題・環境データ・支援メニューなど定期的に情報提供)

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となるよう公害防止条例施行規則の一部改正を行います。

➢ 公害防止条例施行規則第64条の改正内容に併せて、環境負荷低減行動計画の作成の手引きにあたる**「環境負荷低減行動計画に関する指針」**も**同様の改正**を行います

| 条項                    | 現状                                                                        | 改正内容                                                                                                                       |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手續等     | ■第2項で、指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所のみ作成する事項を指定している                                | ■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する                                                                                       |
| 第2節 環境配慮書の作成等         | ■第3項で、作成する書面は指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)としている                                   | ■指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)の <b>内容を簡素化</b> する<br>・記述式⇒チェック式<br>・他制度で届出を出している <b>温暖化対策や廃棄物対策等</b> については、報告内容が重複しないよう整理           |
| 第28条 変更許可申請時の環境配慮書の作成 | ■指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所のみ作成する事項を指定している                                     | ■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する                                                                                       |
| 第6章 環境負荷低減行動計画の策定等    | ■環境配慮項目<br>①大気汚染②水質汚濁③化学物質④自動車排出ガス⑤温暖化物質⑥省資源及び省エネルギー対策⑦オゾン層破壊⑧廃棄物⑨組織体制の整備 | ■ <b>環境配慮項目の見直し</b><br>①大気汚染②悪臭③水質汚濁④騒音・振動⑤土壤汚染⑥化学物質⑦自動車排出ガス⑧その他<br>・他制度で届出を出している <b>温暖化対策や廃棄物対策等</b> については、報告内容が重複しないよう整理 |
| 第64条 環境負荷低減行動計画       |                                                                           |                                                                                                                            |

## 5. 今後のスケジュール

- 令和7年11月 「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」策定
- 令和7年12月 公害防止条例施行規則の改正・公布  
・パブリックコメント結果公表
- 令和8年 2月 大気・水環境の課題や新たな制度に係る事業者説明会
- 令和8年 4月 公害防止条例施行規則の施行

# 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について

令和7年11月  
川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

これまで法令規制の取組により、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど市内の大気・水環境は大幅に改善したが、更なる環境負荷低減のために、令和4年3月に「大気・水環境計画」を策定し、「事業者の自主的な取組の促進」に取り組んでいる。

令和6年5月には、本市の現状や事業者からの御意見も踏まえ、事業者の環境配慮に係る自主管理等を促進させるために、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」を環境審議会へ諮問し、令和7年3月に答申を受理した。この答申を踏まえて、市としての取組をまとめた。

## 本資料の構成

1. 川崎市の現状
2. 川崎市の課題
3. 今後の取組の方向性
- 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方**
- 5. 今後の施策展開について**

# 1. 川崎市の現状

## 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(公害防止条例)

(平成12年施行)

### 事業者の自主的取組に関する制度

■環境配慮書制度 第30～31条

■環境行動事業所制度 第32～39条

■環境負荷低減行動計画書制度 第68～77条

### 大気・水環境計画 (計画期間:令和4～12年度)

#### 基本施策Ⅰ 安全で良好な環境を保全する【基盤となる取組】

##### 1 大気や水などの環境保全

- 大気・水環境に係る事業所等の監視・指導、モニタリングの実施  
(立入調査、許可申請・届出など)
- 苦情相談及び緊急時等への対応
- 大気や水などの生活環境保全に係る取組  
(水処理センターの高度処理化、河川改修等)

規制行政

#### 基本施策Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る【新たな視点による取組】

##### 1 環境配慮意識の向上

- ・水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上など

##### 2 多様な主体との協働・連携

- ・市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進など

##### 3 事業者の自主的な取組の促進

- ・工場・事業場の自主的取組を促進する取組
- ・揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進など

##### 4 環境影響の未然防止

- ・新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進など

複合的な環境施策の展開

主な環境分野  
○○○ 脱炭素化  
○○○ 自然共生  
資源循環

地域の特性を踏まえた取組

地域区分  
○○○ 北中部  
○○○ 中南部

# 1. 川崎市の現状

## 公害防止条例上の現制度の概要

### ■環境配慮書制度（大規模・中規模の事業所に提出義務）

#### 環境配慮を意識してもらう取組

- ・環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度
- ・従業員50人以上の事業所等が対象
- ・記述式（最大51項目）

### ■環境負荷低減行動計画書制度（大規模の事業所に提出義務）

#### 環境負荷低減を実践してもらう取組

- ・中長期的行動計画を作成し、自主的に環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式（最大293項目）

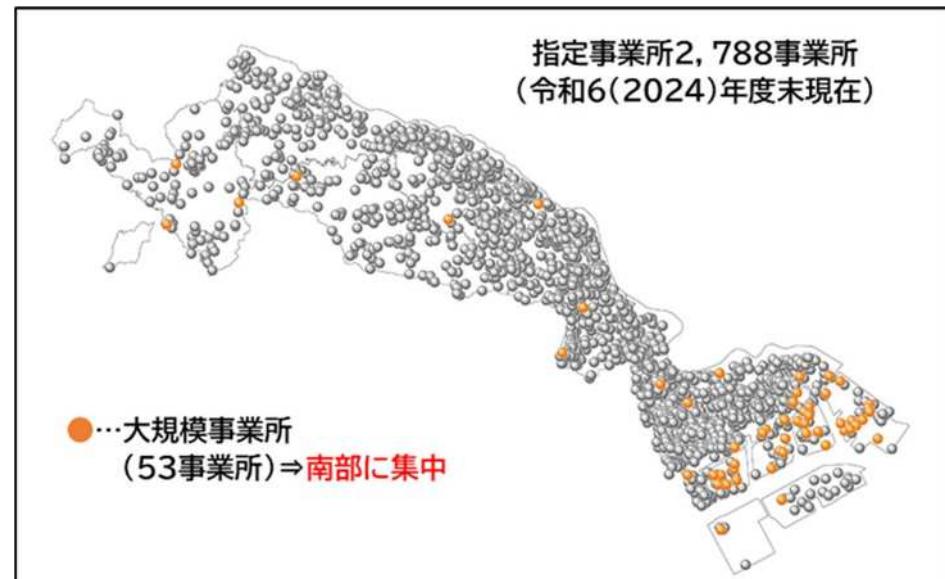
### ■環境行動事業所制度（要件みたせば全事業所申請可能）

#### 環境負荷低減にさらに取り組んでもらう取組

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度（最大3年間）
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所
- ・公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・認定事業所 32事業所
- ・市ホームページでリストを公表

| 指定事業所(R6)<br>(2,788事業所) | 大規模事業所<br>(53事業所)            | 中規模の事業所<br>(268事業所)    | 小規模の事業所<br>(2,467事業所) |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 環境配慮書制度                 | 提出義務[321事業所]<br>(設置・変更許可申請時) |                        | 対象外                   |
| 環境負荷低減行動計画書制度           | 提出義務                         | 任意提出                   | 対象外                   |
| 環境行動事業所制度               | 18事業所<br>申請・認定<br>(任意)       | 14事業所<br>申請・認定<br>(任意) | 申請・認定事業所なし            |

各制度の対象一覧



## 2. 川崎市の課題

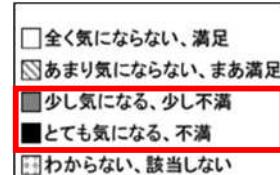
### 地域環境における課題

#### ■ 地域環境に対する市民の満足度

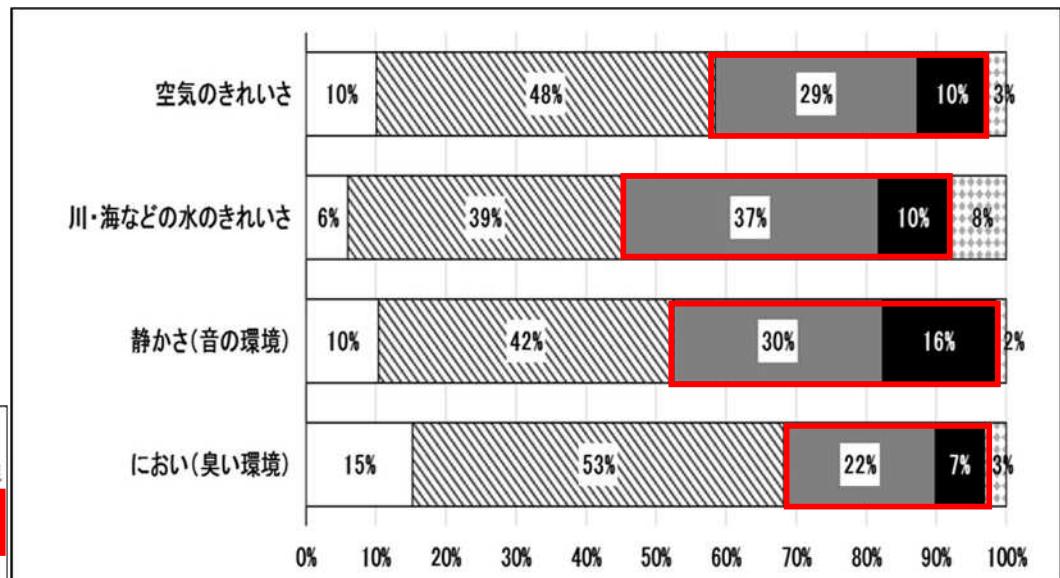
- 「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない
- 「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない

#### 課題①

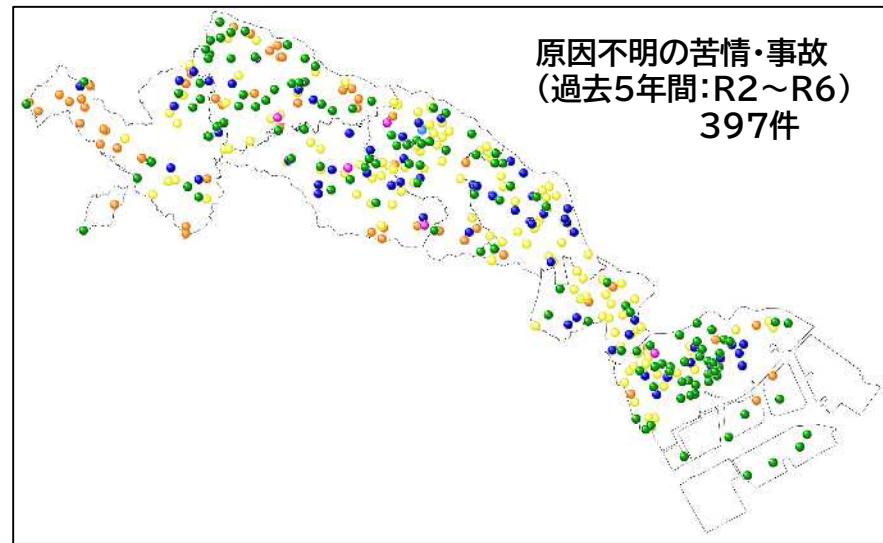
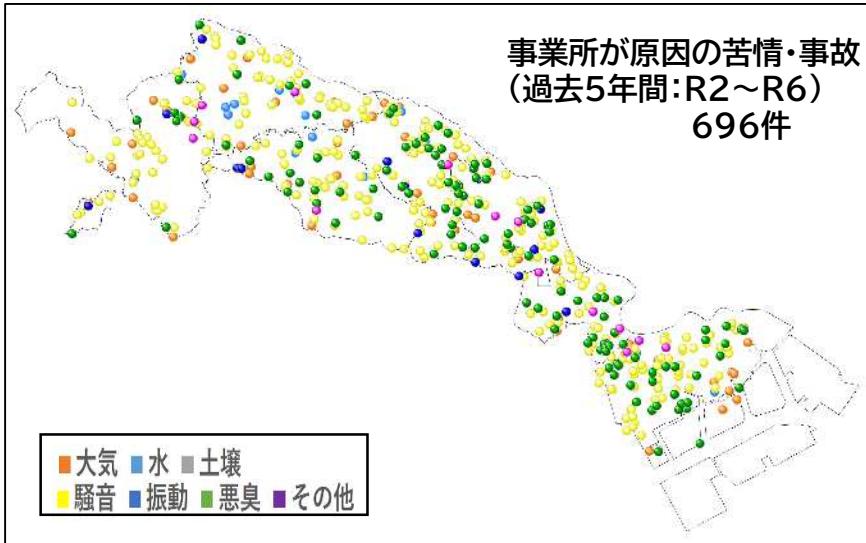
- 市民からは更なる環境配慮の取組が求められている



(令和元年度市民アンケート調査)



#### ■ 苦情・事故の状況



#### 課題②

- 大規模事業所がある南部だけでなく、市内全域で苦情が起きている
- 原因不明の苦情・事故もあることから、幅広く環境配慮に取り組む必要がある

## 2. 川崎市の課題

### 中小規模の事業所への環境配慮に関する課題

【環境配慮に対するアンケート調査】

対象事業所:A・B1,787事業所から438事業所を抽出し実施

A)従業員50人以上の事業所 260事業所（環境行動事業所及び環境負荷低減行動事業所を除く）

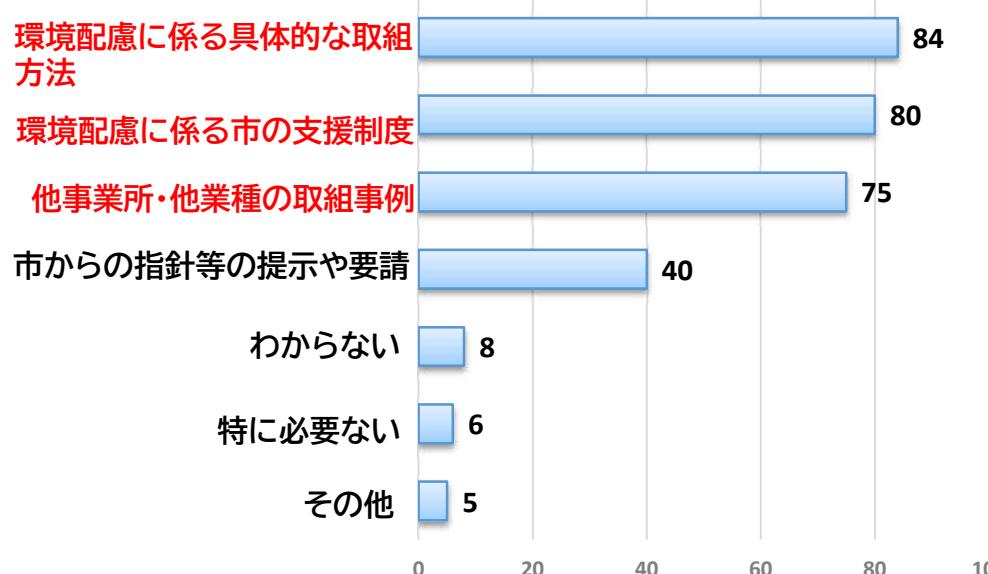
B)従業員50人未満で製造業の事業所 178事業所

(1, 527事業所のうち公害防止条例施行日(平成12年12月20日)以降に届出のあった事業所)

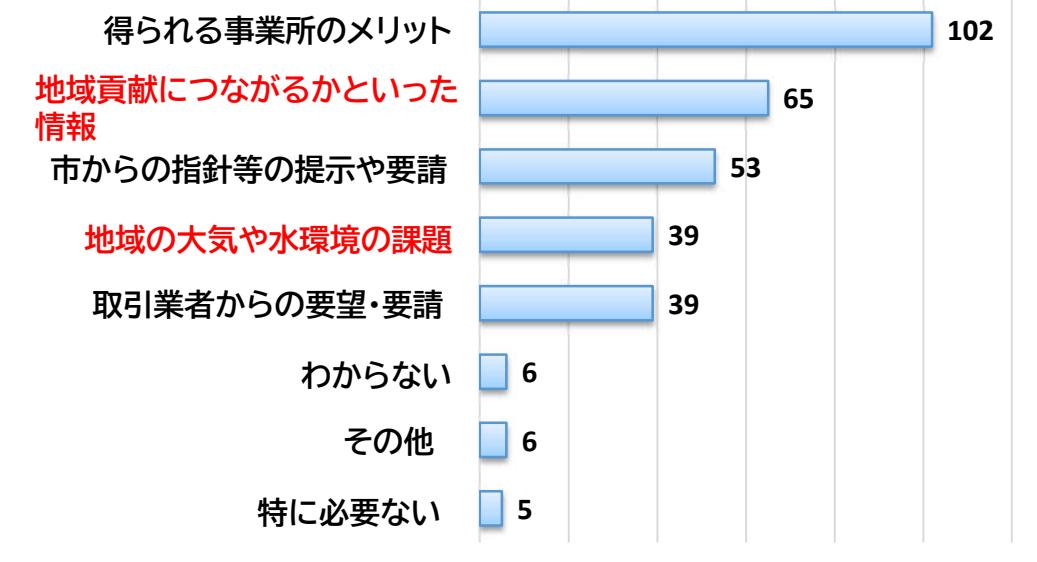
実施時期：令和6年9月2日～9月13日

回答数：133事業所/438事業所(回収率 30.4%) [内訳:①81事業所 ②52事業所]

#### 【設問】どのような情報・仕組みが必要か(複数選択可)



#### 【設問】さらに環境配慮に取り組むきっかけ・動機(複数選択可)



課題③

「具体的な取組方法・取組事例」「市の支援制度」などの情報・仕組みが求められている

課題④

「地域貢献につながる情報」「地域の大気や水環境の課題」などの情報が求められている

## 2. 川崎市の課題

### 公害防止条例上の現制度に対する課題

#### 【現制度に対するアンケート調査】

A:環境負荷低減行動事業所:34事業所(環境負荷低減行動事業所から環境行動事業所を除く。)

実施期間:令和5年3月28日～4月14日 回答数:30事業所

B:事業所(環境負荷低減行動事業所及び環境行動事業所以外の事業所):162事業所(本市がメールアドレスを把握している事業所)

実施期間:令和5年12月13日～12月27日 回答数:32事業所

上記、A・Bの事業所へ行ったアンケート結果は以下のとおり

#### 【設問】環境配慮書制度の課題について(複数選択可)

記載方法の簡素化  
(何を書けばいいかわからない)

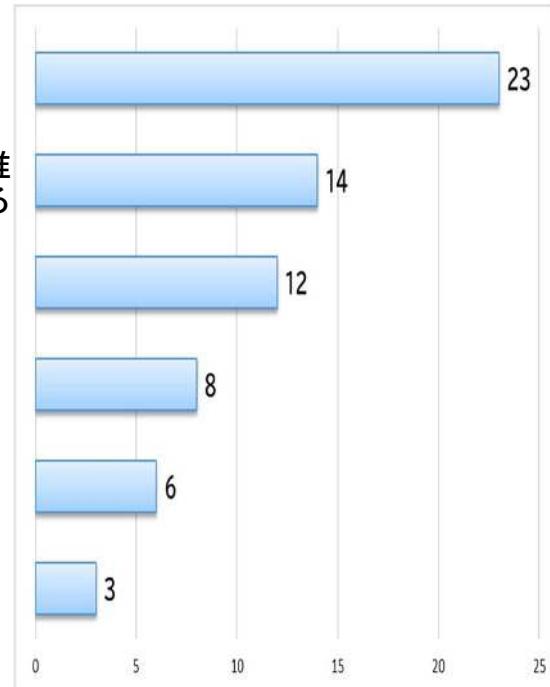
EMS等に基づき自主的管理を推進しており、作成作業等が重複する

提示する取組数の削減  
(現行の取組数が多過ぎる)

提示する取組内容の更新  
(現行の取組内容が古い)

提示する取組内容の抽象化  
(現行の取組内容が個別的で、過度に詳細である)

その他



#### 【設問】環境負荷低減行動計画書制度の課題について (複数選択可)

算出方法の簡素化  
(算出方法、入力作業が複雑)

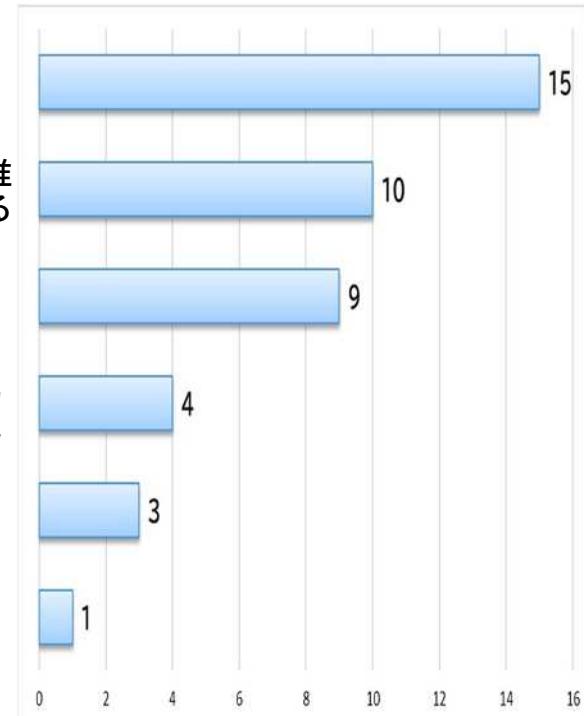
EMS等に基づき自主的管理を推進しており、作成作業等が重複する

提示する取組数の削減  
(現行の取組数が多過ぎる)

提示する取組内容の抽象化  
(現行の取組内容が個別的で、過度に詳細である)

その他

提示する取組内容の更新  
(現行の取組内容が古い)



課題⑤

「記載方法」や「算出方法」に対する負担感が大きく改善が求められている

### 3. 今後の取組の方向性

#### 川崎市の課題

- ①市民からは更なる環境配慮の取組が求められている
- ②大規模事業所がある南部だけでなく、市内全域で苦情が起きており、原因不明の苦情・事故もあることから、幅広く環境配慮に取り組む必要がある
- ③「具体的な取組方法・取組事例」「市の支援制度」などの情報・仕組みが求められている

- ④「地域貢献につながる情報」「地域の大気や水環境の課題」などの情報が求められている

- ⑤「記載方法」や「算出方法」に対する負担感が大きく改善が求められている

#### 今後の取組の方向性

・よりよい環境が生まれ、市民の生活環境への満足度を向上させるため、南部に集中している大規模事業所だけでなく、新たな仕組みを構築して、市内全域の中小規模の事業所にも環境配慮の自主的取組を深め拡げていく  
⇒【ポイント1】

・事業者が必要な地域の特性・課題を踏まえた情報の提供を行う  
⇒【ポイント2】

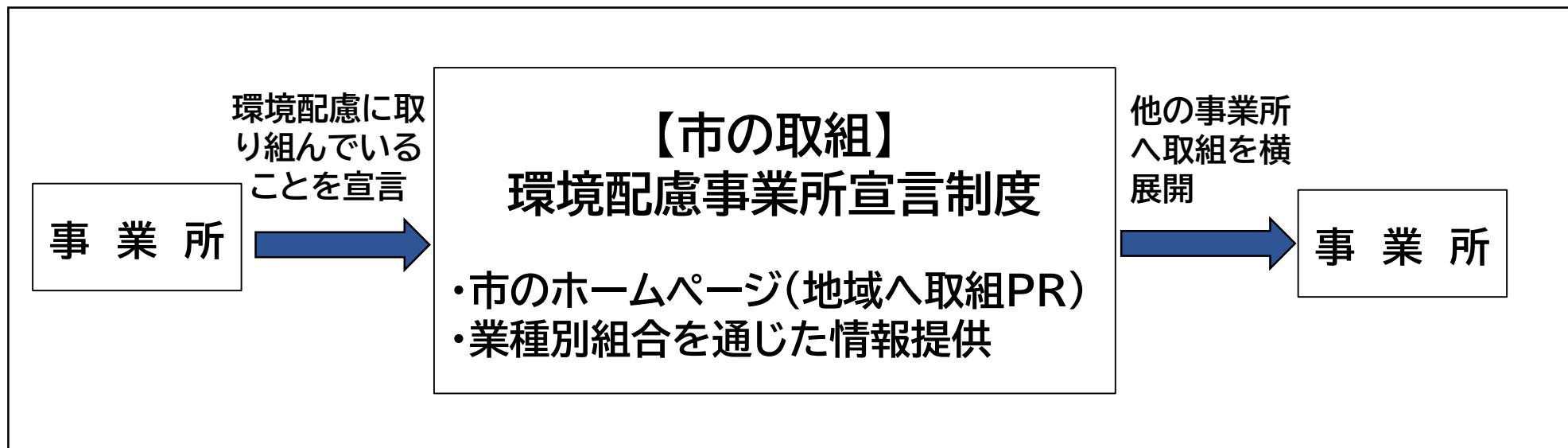
・事業者の負担を軽減する  
⇒【ポイント3】

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 環境配慮事業所宣言制度の創設

- 条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを**自ら宣言できる制度を創設**
- 環境配慮事業所の**優良事例の取組を他事業所へ横展開**し拡げていくことで、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践



## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

中小規模の事業所が申請しやすくなり、環境配慮に取り組む契機となるよう環境行動事業所制度に係る公害防止条例施行規則の一部改正を行う。

#### ■環境行動事業所制度

※ISO14001に対応している

| 条 項                                                    | 現 状                                                     | 改正内容                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等<br>第3節 環境行動事業所<br>第29条 環境行動事業所の認定の基準 | ■日本産業規格Q14001※に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること | ■現状の認定要件に <b>2つの要件を追加</b><br>(いずれかの要件を満たせば可)<br><b>追加①エコアクション21</b> (環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム)に認証・登録されていること<br><b>追加②環境負荷低減行動計画書の計画・報告を2年ごとに提出</b> していること |

#### 環境行動事業所への支援策の拡大

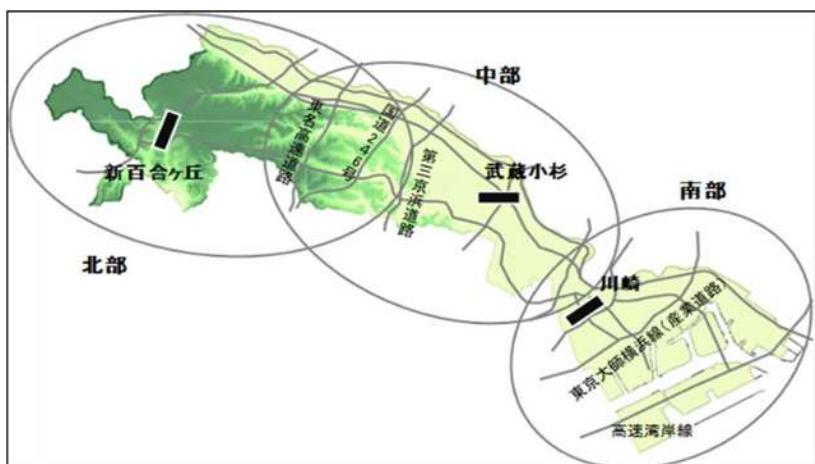
環境行動事業所に認定された事業所向けに**新たな支援メニュー**を設ける。  
(広報型支援・経済型支援など)

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

#### 地域の特性に応じた事業者への情報提供

- 川崎市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部)の3つに分類
- 地域の特性・課題を整理し、**環境データや支援メニューなどを、定期的に事業者へ情報提供を行うため、事業者向けの「環境配慮サポート情報かわさき」を創刊する**



川崎市の特性による分類

| 地 域          | 地域の特性・課題から特に配慮が必要な項目           |
|--------------|--------------------------------|
| 南 部<br>(臨海部) | ●大気質 ●臭気 ●水質 ●自動車排出ガス<br>●化学物質 |
| 中 部<br>(内陸部) | ●大気質 ●臭気 ●水質 ●騒音・振動            |
| 北 部<br>(丘陵部) | ●大気質 ●臭気 ●水質 ●土壤・地下水質          |

地域ごとの特に配慮が必要な項目

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となるよう「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画書制度」の公害防止条例施行規則の一部改正を行う。

#### ■環境配慮書制度

| 条項                                                          | 現状                                                   | 改正内容                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等<br>第2節 環境配慮書の作成等<br>第25条 環境配慮書の作成をする指定事業所 | ■第2項で、指定事業所の中でも <u>温暖化物質配慮特定事業所</u> ※のみ作成する事項を指定している | ■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する                                                                                      |
|                                                             | ■第3項で、作成する書面は指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)としている              | ■指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)の <u>内容を簡素化</u> する<br>・記述式⇒チェック式<br>・他制度で届出を出している <u>温暖化対策や廃棄物対策等</u> については、 <u>報告内容が重複しない</u> よう整理 |
| 第28条 変更許可申請時の環境配慮書の作成                                       | ■指定事業所の中でも <u>温暖化物質配慮特定事業所</u> ※のみ作成する事項を指定している      | ■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する                                                                                      |

※ 温暖化物質配慮特定事業所:燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上の指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

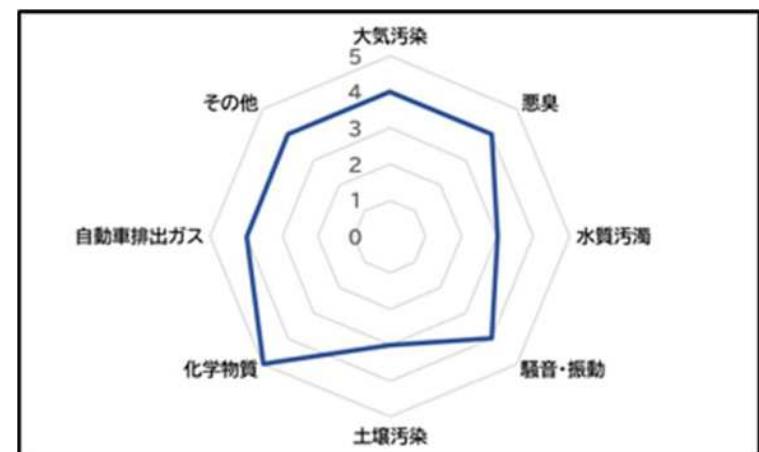
#### ■環境負荷低減行動計画書制度

| 条項                                    | 現状                                                                        | 改正内容                                                                                                               |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6章 環境負荷低減行動計画の策定等<br>第64条 環境負荷低減行動計画 | ■環境配慮項目<br>①大気汚染②水質汚濁③化学物質④自動車排出ガス⑤温暖化物質⑥省資源及び省エネルギー対策⑦オゾン層破壊⑧廃棄物⑨組織体制の整備 | ■環境配慮項目の見直し<br>①大気汚染②悪臭③水質汚濁④騒音・振動⑤土壤汚染⑥化学物質⑦自動車排出ガス⑧その他<br>・他制度で届出を出している <b>温暖化対策や廃棄物対策等</b> については、報告内容が重複しないよう整理 |

- ▶ 公害防止条例施行規則第64条の改正内容に併せて、環境負荷低減行動計画の作成の手引きにあたる「**環境負荷低減行動計画に関する指針**」も同様の改正を行います

#### 取組の評価

- 環境配慮書制度については、年度ごとに「日常管理」の環境配慮項目について取組状況をグラフ等で公表(見える化)  
⇒項目ごとに5段階評価を行うなどわかりやすく提示



環境配慮書制度の取組状況の公表のイメージ

## 5. 今後の施策展開について

### 事業者への普及啓発

- ・日常的に環境配慮の取組をサポートするため、定期的に事業者説明会等を実施

### 他施策・他都市との連携

- ・他の環境分野の部署とも協働して環境改善に係る施策を実施
- ・広域的な環境配慮も視野に入れ、他都市連携を推進

### 取組の進捗管理・改善

- ・PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施、年度ごとに取組結果の公表
- ・時流に合った環境配慮項目の定期的な見直し
- ・電子化への対応

### 取組の評価(行政)

- ・環境行動事業所 現在32事業所⇒毎年2件以上の新規申請を目指して、周知・広報を実施
- ・環境配慮の取組の成果は、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断

### 今後のスケジュール

令和7年11月 ・「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について」策定

令和7年12月 ・公害防止条例施行規則の改正・公布  
・パブリックコメント結果公表

令和8年 2月 ・大気・水環境の課題や新たな制度に係る事業者説明会

令和8年 4月 ・公害防止条例施行規則の施行

# 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について市民意見を募集します

本市では川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例や大気・水環境計画に基づき、法令による規制により現在の環境をしっかりと維持するとともに、更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るために、市民・事業者・行政すべての主体の環境配慮意識の向上に資する取組を推進しております。

この度、令和7年3月の環境審議会答申「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」を踏まえまして、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」をまとめましたので、市民・事業者の皆様から広く御意見を募集します。

## 以下の観点から、自由に御意見をお聞かせください。

- ・「事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)」にまとめました内容についてどう思いますか？
- ・特に気になる点・不安な点・改善してほしいことはありますか？
- ・お勤め先の事業所等で環境負荷低減につながるような取組があれば教えてください。
- ・その他、大気・水環境行政における事業者の自主的取組について感じていることがあれば自由に御記入ください。

## 1. 意見の募集期間

令和7年8月29日(金)から9月30日(火)まで

※ 郵送の場合は、令和7年9月30日(火) 消印有効

※ 持参の場合は、令和7年9月30日(火) 17時まで

## 2. 資料の閲覧について

### (1) 市ホームページ

市政情報>広報・パブリックコメント>意見公募（パブリックコメント）

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000179117.html>



### (2) かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）

### (3) 各区役所市政資料コーナー

### (4) 環境局環境対策部環境対策推進課（市役所本庁舎20階）

## 3. 意見の提出方法

意見提出フォーム（市ホームページ）、郵送、FAX、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名(団体の場合は名称及び代表者の氏名)」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。

なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※意見提出フォームは、川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を市ホームページで公表します。

※いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき適正に取扱います。

## 4. 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

電話：044（200）2506 FAX：044（200）3921

# 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について【概要版】

## 1. 目的

今後の大気・水環境行政において、さらに環境負荷を低減し、事業者の環境配慮に係る自主管理等を促進させるため、令和7年3月の環境審議会からの答申を踏まえて、市としての取組をまとめました。

## 2. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (公害防止条例)上の現制度の概要

### ◎環境配慮書制度(大規模・中規模の事業所に提出義務)

#### 環境配慮を意識してもらう取組

- ・環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行なうか市へ報告する制度
- ・従業員50人以上の事業所等が対象
- ・記述式(最大51項目)

### ◎環境負荷低減行動計画書制度(大規模の事業所に提出義務)

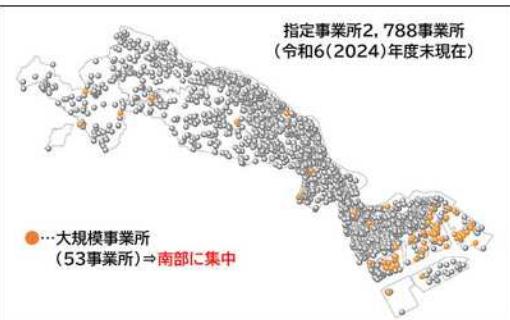
#### 環境負荷低減を実践してもらう取組

- ・中長期的行動計画を作成し、自主的に環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式(最大293項目)

### ◎環境行動事業所制度(要件みたせば全事業所申請可能)

#### 環境負荷低減にさらに取り組んでもらう取組

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度(最大3年間)
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所
- ・公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・認定事業所 32事業所
- ・市ホームページでリストを公表



| 各制度の対象一覧                |                              |                        |                       |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 指定事業所(R6)<br>(2,788事業所) | 大規模事業所<br>(53事業所)            | 中規模の事業所<br>(268事業所)    | 小規模の事業所<br>(2,467事業所) |
| 環境配慮書制度                 | 提出義務(321事業所)<br>(設置・変更許可申請時) | 任意提出                   | 対象外                   |
| 環境負荷低減行動計画書制度           | 提出義務                         | 任意提出                   | 対象外                   |
| 環境行動事業所制度               | 18事業所<br>申請・認定<br>(任意)       | 14事業所<br>申請・認定<br>(任意) | 申請・認定事業所なし            |

## 3. 今後の取組の方向性

・よりよい環境が生まれ、市民の生活環境への満足度を向上させるため、南部に集中している大規模事業所だけでなく、新たな仕組みを構築して市内全域の中小規模の事業所にも環境配慮の取組を深め拡げていく  
⇒【ポイント1】

・事業者が必要な地域の特性・課題を踏まえた情報の提供を行う  
⇒【ポイント2】

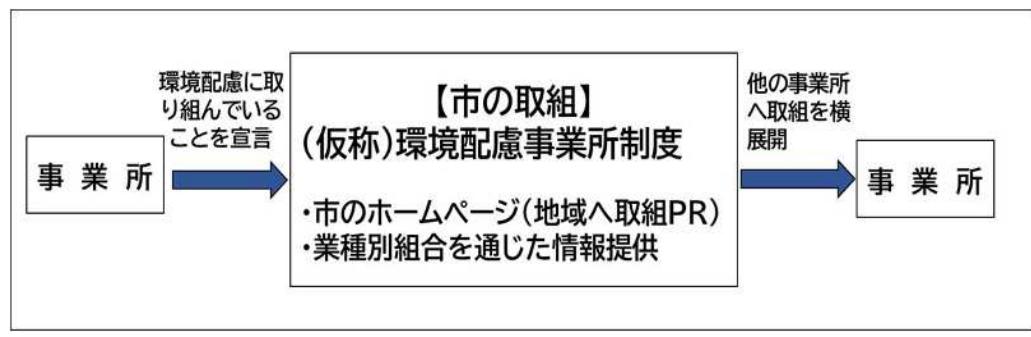
・事業者の負担を軽減する  
⇒【ポイント3】

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### (仮称)環境配慮事業所制度の創設

・条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを**自ら宣言できる制度を創設**  
・(仮称)環境配慮事業所の**優良事例の取組を他事業所へ横展開**し拡げていくことで、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践



## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

中小規模の事業所が申請しやすくなり、**環境配慮に取り組む契機**となるよう環境行動事業所制度に係る公害防止条例施行規則の一部改正を行います。

##### ■環境行動事業所制度

※ISO14001に対応している

| 条項                                                     | 現状                                                             | 改正内容                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等<br>第3節 環境行動事業所<br>第29条 環境行動事業所の認定の基準 | <p>■日本産業規格Q14001※に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること</p> | <p>■現状の認定要件に<b>2つの要件を追加</b>(いずれかの要件を満たせば可)<br/><br/> <b>追加①エコアクション21</b>(環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム)に認証・登録されていること<br/><br/> <b>追加②環境負荷低減行動計画書の計画・報告を2年ごとに提出</b>していること       </p> |

#### 環境行動事業所への支援策の拡大

・環境行動事業所に認定された事業所向けに**新たな支援メニューを検討**しています(広報型支援・経済型支援など)

### 【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

#### 地域の特性に応じた事業者への情報提供

・事業者向け**「(仮称)環境情報web版」の創刊**(地域課題・環境データ・支援メニューなど定期的に情報提供)

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となるよう公害防止条例施行規則の一部改正を行います。

- 公害防止条例施行規則第64条の改正内容に併せて、環境負荷低減行動計画の作成の手引きにあたる**「環境負荷低減行動計画に関する指針」も同様の改正**を行います

| 条項                                                           | 現状                                                                                       | 改正内容                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等<br>第2節 環境配慮書の作成等<br>第25条 環境配慮書の作成を要する指定事業所 | <p>■第2項で、指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所のみ作成する事項を指定している</p>                                        | <p>■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する</p>                                                                                        |
| 第28条 変更許可申請時の環境配慮書の作成                                        | <p>■第3項で、作成する書面は指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)としている</p>                                           | <p>■指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)の<b>内容を簡素化</b>する<br/> <b>・記述式→チェック式</b><br/> <b>・他制度で届出を出している温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理</b> </p>    |
| 第6章 環境負荷低減行動計画の策定等<br>第64条 環境負荷低減行動計画                        | <p>■環境配慮項目<br/>       ①大気汚染②水質汚濁③化学物質④自動車排出ガス⑤温暖化物質⑥省資源及び省エネルギー対策⑦オゾン層破壊⑧廃棄物⑨組織体制の整備</p> | <p>■環境配慮項目の見直し<br/>       ①大気汚染②悪臭③水質汚濁④騒音・振動⑤土壤汚染⑥化学物質⑦自動車排出ガス⑧その他<br/> <b>・他制度で届出を出している温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理</b> </p> |

## 5. 今後のスケジュール

- ・令和7年8月29日～9月30日 市民意見の募集  
(市政だより、市ホームページ、区役所市政資料コーナー等で広報)
- ・令和7年11月 パブリックコメント結果公表
- ・令和7年12月 公害防止条例施行規則改正・公布
- ・令和8年 2月 新たな制度の事業者説明会
- ・令和8年 4月 事業者の自主的取組の推進(公害防止条例施行規則の施行)

**みなさんの御意見をお聞かせください**  
(詳細は別添本編資料をご覧ください)

# 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について

令和7年8月  
川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

## 目的

これまで法令規制の取組により、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど市内の大気・水環境は大幅に改善したが、更なる環境負荷低減のために、令和4年3月に「大気・水環境計画」を策定し、「事業者の自主的な取組の促進」に取り組んでいる。

令和6年5月には、本市の現状や事業者からの御意見も踏まえ、事業者の環境配慮に係る自主管理等を促進させるために、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」を環境審議会へ諮問し、令和7年3月に答申を受理した。この答申を踏まえて、市としての取組をまとめた。

### 本資料の構成

1. 川崎市の現状
2. 川崎市の課題
3. 今後の取組の方向性
- 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)**
- 5. 今後の施策展開について**

# 1. 川崎市の現状

## 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(公害防止条例) (平成12年施行)

### 事業者の自主的取組に関する制度

- 環境配慮書制度 第30～31条
- 環境行動事業所制度 第32～39条

- 環境負荷低減行動計画書制度 第68～77条

### 大気・水環境計画

(計画期間:令和4～12年度)

#### 基本施策I 安全で良好な環境を保全する【基盤となる取組】

##### 1 大気や水などの環境保全

- ・大気・水環境に係る事業所等の監視・指導、モニタリングの実施  
(立入調査、許可申請・届出など)
- ・苦情相談及び緊急時等への対応
- ・大気や水などの生活環境保全に係る取組  
(水処理センターの高度処理化、河川改修等)

規制行政

#### 基本施策II 安心で快適な環境を共に創る【新たな視点による取組】

##### 1 環境配慮意識の向上 ・水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上など

##### 2 多様な主体との協働・連携

- ・市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進など

##### 3 事業者の自主的な取組の促進

- ・工場・事業場の自主的取組を促進する取組  
・揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進など

##### 4 環境影響の未然防止

- ・新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進など

複合的な環境施策の展開

主な環境分野  
○○○自然資源循環生化

地域の特性を踏まえた取組

地域区分  
○○○北中南部部

3

# 1. 川崎市の現状

## 公害防止条例上の現制度の概要

### ■環境配慮書制度 (大規模・中規模の事業所に提出義務)

#### 環境配慮を意識してもらう取組

- ・環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度
- ・従業員50人以上の事業所等が対象
- ・記述式(最大51項目)

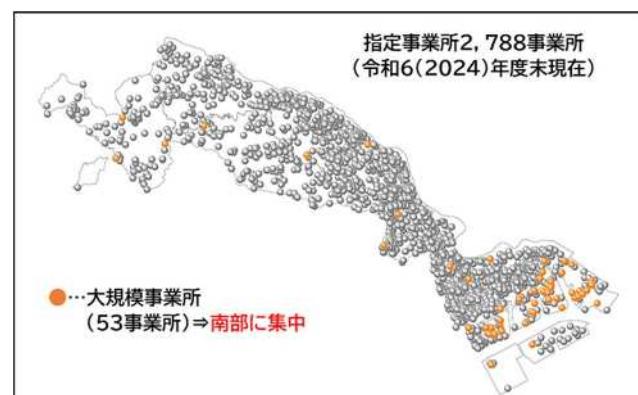
| 指定事業所(R6)<br>(2,788事業所) | 大規模事業所<br>(53事業所)            | 中規模の事業所<br>(268事業所)    | 小規模の事業所<br>(2,467事業所) |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 環境配慮書制度                 | 提出義務[321事業所]<br>(設置・変更許可申請時) | 対象外                    |                       |
| 環境負荷低減行動計画書制度           | 提出義務                         | 任意提出                   | 対象外                   |
| 環境行動事業所制度               | 18事業所<br>申請・認定<br>(任意)       | 14事業所<br>申請・認定<br>(任意) | 申請・認定事業所なし            |

各制度の対象一覧

### ■環境負荷低減行動計画書制度 (大規模の事業所に提出義務)

#### 環境負荷低減を実践してもらう取組

- ・中長期的行動計画を作成し、自主的に環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式(最大293項目)



### ■環境行動事業所制度 (要件みたせば全事業所申請可能)

#### 環境負荷低減にさらに取り組んでもらう取組

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度(最大3年間)
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所
- ・公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・認定事業所 32事業所
- ・市ホームページでリストを公表

4

30

## 2. 川崎市の課題

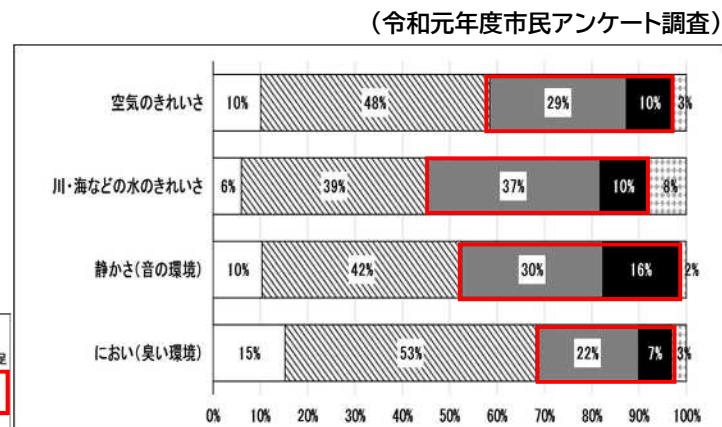
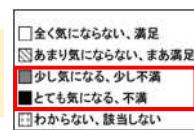
### 地域環境における課題

#### ■地域環境に対する市民の満足度

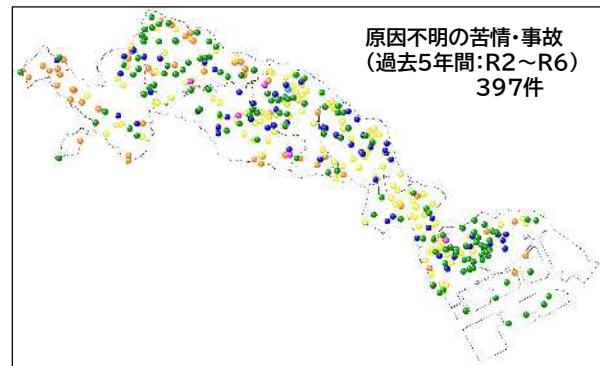
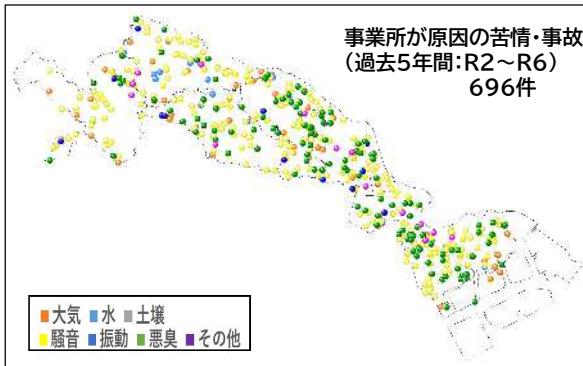
- 「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない
- 「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない

#### 課題①

- 市民からは更なる環境配慮の取組が求められている



#### ■苦情・事故の状況



#### 課題②

- 大規模事業所がある南部だけでなく、市内全域で苦情が起きている
- 原因不明の苦情・事故もあることから、幅広く環境配慮に取り組む必要がある

5

## 2. 川崎市の課題

### 中小規模の事業所への環境配慮に関する課題

【環境配慮に対するアンケート調査】

対象事業所:A・B1,787事業所から438事業所を抽出し実施

A)従業員50人以上の事業所 260事業所（環境行動事業所及び環境負荷低減行動事業所を除く）

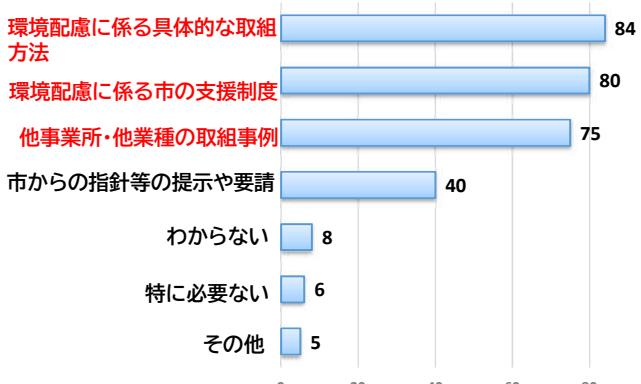
B)従業員50人未満で製造業の事業所 178事業所

(1,527事業所のうち公害防止条例施行日(平成12年12月20日)以降に届出のあった事業所)

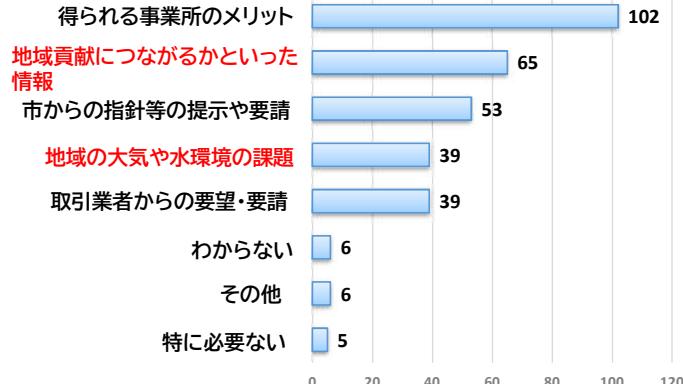
実施時期：令和6年9月2日～9月13日

回答数：133事業所/438事業所(回収率 30.4%) [内訳:①81事業所 ②52事業所]

#### 【設問】どのような情報・仕組みが必要か(複数選択可)



#### 【設問】さらに環境配慮に取り組むきっかけ・動機(複数選択可)



#### 課題③

- 「具体的な取組方法・取組事例」「市の支援制度」などの情報・仕組みが求められている

#### 課題④

- 「地域貢献につながる情報」「地域の大気や水環境の課題」などの情報が求められている

6

31

## 2. 川崎市の課題

### 公害防止条例上の現制度に対する課題

【現制度に対するアンケート調査】

A:環境負荷低減行動事業所:34事業所(環境負荷低減行動事業所から環境行動事業所を除く。)

実施期間:令和5年3月28日～4月14日 回答数:30事業所

B:事業所(環境負荷低減行動事業所及び環境行動事業所以外の事業所):162事業所(本市がメールアドレスを把握している事業所)

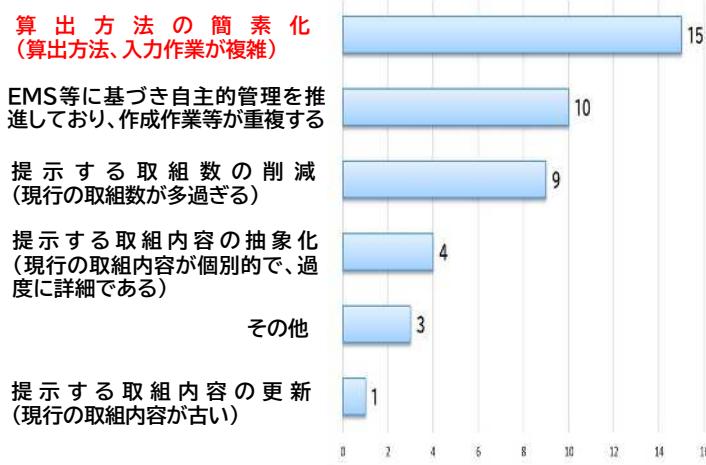
実施期間:令和5年12月13日～12月27日 回答数:32事業所

上記、A・Bの事業所へ行ったアンケート結果は以下のとおり

#### 【設問】環境配慮書制度の課題について(複数選択可)



#### 【設問】環境負荷低減行動計画書制度の課題について (複数選択可)



課題⑤ 「記載方法」や「算出方法」に対する負担感が大きく改善が求められている

7

## 3. 今後の取組の方向性

### 川崎市の課題

- ①市民からは更なる環境配慮の取組が求められている
- ②大規模事業所がある南部だけでなく、市内全域で苦情が起きており、原因不明の苦情・事故もあることから、幅広く環境配慮に取り組む必要がある
- ③「具体的な取組方法・取組事例」「市の支援制度」などの情報・仕組みが求められている

- ④「地域貢献につながる情報」「地域の大気や水環境の課題」などの情報が求められている

- ⑤「記載方法」や「算出方法」に対する負担感が大きく改善が求められている

### 今後の取組の方向性

・よりよい環境が生まれ、市民の生活環境への満足度を向上させるため、南部に集中している大規模事業所だけでなく、新たな仕組みを構築して、市内全域の中小規模の事業所にも環境配慮の自主的取組を深め拡げていく  
⇒【ポイント1】

・事業者が必要な地域の特性・課題を踏まえた情報の提供を行う  
⇒【ポイント2】

・事業者の負担を軽減する  
⇒【ポイント3】

8

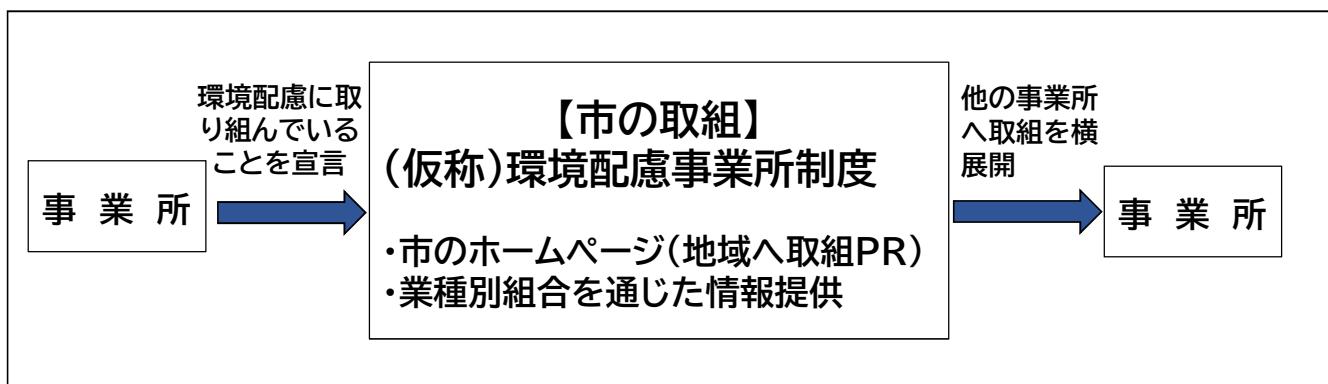
32

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### (仮称)環境配慮事業所制度の創設

- 条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを**自ら宣言できる制度を創設**
- (仮称)環境配慮事業所の**優良事例の取組を他事業所へ横展開**し拡げていくことで、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践



9

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント1】環境配慮を深め拡げる取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

中小規模の事業所が申請しやすくなり、環境配慮に取り組む契機となるよう環境行動事業所制度に係る公害防止条例施行規則の一部改正を行う。

#### ■環境行動事業所制度

※ISO14001に対応している

| 条項                                                     | 現状                                                      | 改正内容                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等<br>第3節 環境行動事業所<br>第29条 環境行動事業所の認定の基準 | ■日本産業規格Q14001※に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること | ■現状の認定要件に <b>2つの要件を追加</b><br>(いずれかの要件を満たせば可)<br>追加① <b>エコアクション21</b> (環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム)に認証・登録されていること<br>追加② <b>環境負荷低減行動計画書の計画・報告を2年ごとに提出</b> していること |

#### 環境行動事業所への支援策の拡大

環境行動事業所に認定された事業所向けに**新たな支援メニュー**を設ける。  
(広報型支援・経済型支援など)

10

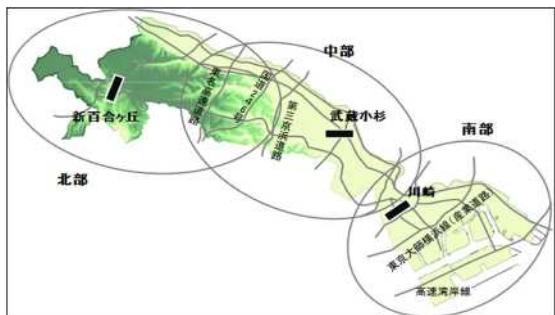
33

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

#### 地域の特性に応じた事業者への情報提供

- 川崎市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部)の3つに分類
- 地域の特性・課題を整理し、**環境データや支援メニュー**などを、定期的に事業者へ情報提供を行うため、**事業者向けの「(仮称)環境情報web版」を創刊する**



川崎市の特性による分類

| 地 域          | 地域の特性・課題から特に配慮が必要な項目           |
|--------------|--------------------------------|
| 南 部<br>(臨海部) | ●大気質 ●臭気 ●水質 ●自動車排出ガス<br>●化学物質 |
| 中 部<br>(内陸部) | ●大気質 ●臭気 ●水質 ●騒音・振動            |
| 北 部<br>(丘陵部) | ●大気質 ●臭気 ●水質 ●土壤・地下水質          |

地域ごとの特に配慮が必要な項目

11

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

#### 公害防止条例施行規則の一部改正

これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となるよう**「環境配慮書制度」**や**「環境負荷低減行動計画書制度」**の公害防止条例施行規則の一部改正を行う。

##### ■環境配慮書制度

| 条 项                                                          | 現 状                                                                                                                                         | 改正内容                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 指定事業所の設置等の手続等<br>第2節 環境配慮書の作成等<br>第25条 環境配慮書の作成を要する指定事業所 | <ul style="list-style-type: none"><li>■第2項で、指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所※のみ作成する事項を指定している</li><li>■第3項で、作成する書面は指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)としている</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する</li><li>■指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)の<b>内容を簡素化</b>する<ul style="list-style-type: none"><li>・記述式⇒チェック式</li><li>・他制度で届出を出している<b>温暖化対策や廃棄物対策等</b>については、報告内容が重複しないよう整理</li></ul></li></ul> |
| 第28条 変更許可申請時の環境配慮書の作成                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>■指定事業所の中でも温暖化物質配慮特定事業所※のみ作成する事項を指定している</li></ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する</li></ul>                                                                                                                                                                       |

※ 温暖化物質配慮特定事業所：燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上の指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所

## 4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

### 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

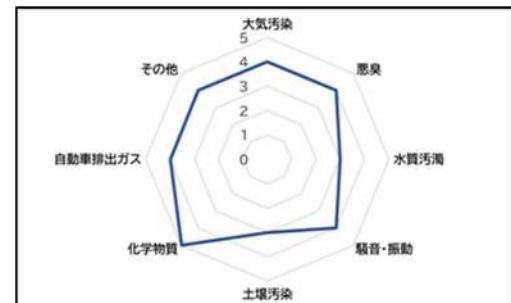
#### ■環境負荷低減行動計画制度

| 条項                                    | 現状                                                                        | 改正内容                                                                                                      |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6章 環境負荷低減行動計画の策定等<br>第64条 環境負荷低減行動計画 | ■環境配慮項目<br>①大気汚染②水質汚濁③化学物質④自動車排出ガス⑤温暖化物質⑥省資源及び省エネルギー対策⑦オゾン層破壊⑧廃棄物⑨組織体制の整備 | ■環境配慮項目の見直し<br>①大気汚染②悪臭③水質汚濁④騒音・振動⑤土壤汚染⑥化学物質⑦自動車排出ガス⑧その他<br>・他制度で届出を出している温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理 |

- ▶ 公害防止条例施行規則第64条の改正内容に併せて、環境負荷低減行動計画の作成の手引きにあたる「環境負荷低減行動計画に関する指針」も同様の改正を行います

#### 取組の評価

- 環境配慮書制度については、年度ごとに「日常管理」の環境配慮項目について取組状況をグラフ等で公表(見える化)  
⇒項目ごとに5段階評価を行うなどわかりやすく提示



環境配慮書制度の取組状況の公表のイメージ

13

## 5. 今後の施策展開について

#### 事業者への普及啓発

- 日常的に環境配慮の取組をサポートするため、定期的に事業者説明会等を実施

#### 他施策・他都市との連携

- 他の環境分野の部署とも協働して環境改善に係る施策を実施
- 広域的な環境配慮も視野に入れ、他都市連携を推進

#### 取組の進捗管理・改善

- PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施、年度ごとに取組結果の公表
- 時流に合った環境配慮項目の定期的な見直し
- 電子化への対応

#### 取組の評価(行政)

- 環境行動事業所 現在32事業所⇒毎年2件以上の新規申請を目指して、周知・広報を実施
- 環境配慮の取組の成果は、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断

#### 今後のスケジュール

- 令和7年8月29日～9月30日 市民意見の募集  
(市政だより、市ホームページ、区役所市政資料コーナー等で広報)
- 令和7年11月 パブリックコメント結果公表
- 令和7年12月 公害防止条例施行規則改正・公布
- 令和8年 2月 新たな制度の事業者説明会
- 令和8年 4月 事業者の自主的取組の推進(公害防止条例施行規則の施行)

14

35